

大町市議会議長 中 牧 盛 登 様

議会運営委員会
委員長 二 條 孝 夫

大町市議会基本条例の見直しについて（報告）

このことについて、大町市議会基本条例第 2 5 条の規定に基づき、同条例の検証をした結果、下記のとおり見直すべきものといたしましたので、報告いたします。

記

1 大町市議会基本条例の見直し案

- (1) 第 6 条（災害時の対応）中、大規模災害だけでなく、他の災害等においても支援できるよう改正する。
- (2) 第 9 条（会派）中、会派代表質問を明文化するよう改正する。
- (3) 第 2 0 条（委員会活動）中、委員会代表質問を明文化するよう改正する。

2 その他

大町市議会基本条例の見直しを行う中で、他の要領等についても見直すべきものとなりましたので、併せて報告いたします。

- (1) 政策調整委員会設置要領において、議員の資質向上を図るための取組を行うよう改正する。
- (2) 意見交換会開催要領において、ワークショップ形式での開催にも対応した内容に改正する。
- (3) 大町市議会申し合わせ先例集を次のとおり改正する。
 - ア 毎定例会後、議会運営委員会において定例会の検証を行うよう改正する。
 - イ 正副議長・常任委員長等は任期終了後に引継を行うよう改正する。